

1章 総論

| | | |
|-----|------------|---|
| 1-1 | 本マニュアルの目的 | 1 |
| 1-2 | サインの体系 | 2 |
| 1-3 | 現況サインの課題 | 5 |
| 1-4 | サインの構造種別 | 7 |
| 1-5 | サイン設置の基本方針 | 8 |

1-1

本マニュアルの目的

現状の課題と

本マニュアルの目的

現在本市には、公共施設や観光施設等への案内誘導や歴史・環境的特徴を記した説明サイン、条例による規制を知らせるサイン、注意喚起・マナー・道徳啓発サインなど、様々なサインが存在している。

しかし、所管が多部署に渡るため、表示内容やデザイン、配置に一貫性や統一性がなく、特に立て看板は、長年様々な場所で苦情や要望を受けるたびに設置してきた結果、無秩序に配置され、さらに管理が不十分で老朽化したものが現場に放置されることで、周辺的美観を乱す要因となっている。また、市民や来訪者など利用者側から見てわかりづらいものや表示内容の意図が不明なものが、多数掲出されている。

以上のことから、乱立した看板や老朽化した看板等が周辺的美観を乱している都市景観上の課題と、サインの利用者へ内容が適切に伝わっていないという情報伝達上の課題があげられる。

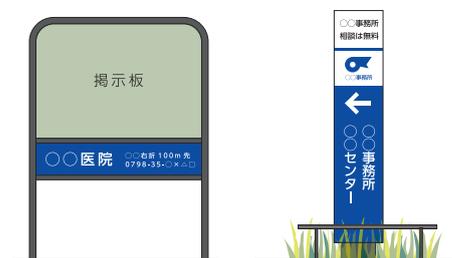
本マニュアルは、これらの課題を解決するため、配置やデザイン統一の考え方（形状、素材、色彩等）、表示面の基本ルール（ピクトグラム、文字サイズ等）、維持管理の考え方を定めることで、わかりやすく効果的なサインの配置を行い、併せて景観の向上を図ることを目的とするものである。

今後、市が表示・設置する公共サインは本マニュアルに適合しなければならないものとし、また国・県等、市内で公共サインを表示・設置する者に対しては、本マニュアルに適合させるよう要請するものとする。

公共サインとは

公共団体等が規制・誘導、利用案内、注意喚起、啓発など移動の円滑化や利便性、安全性の向上などを目的に屋外や公共地下通路などに設置する表示物件をさす。

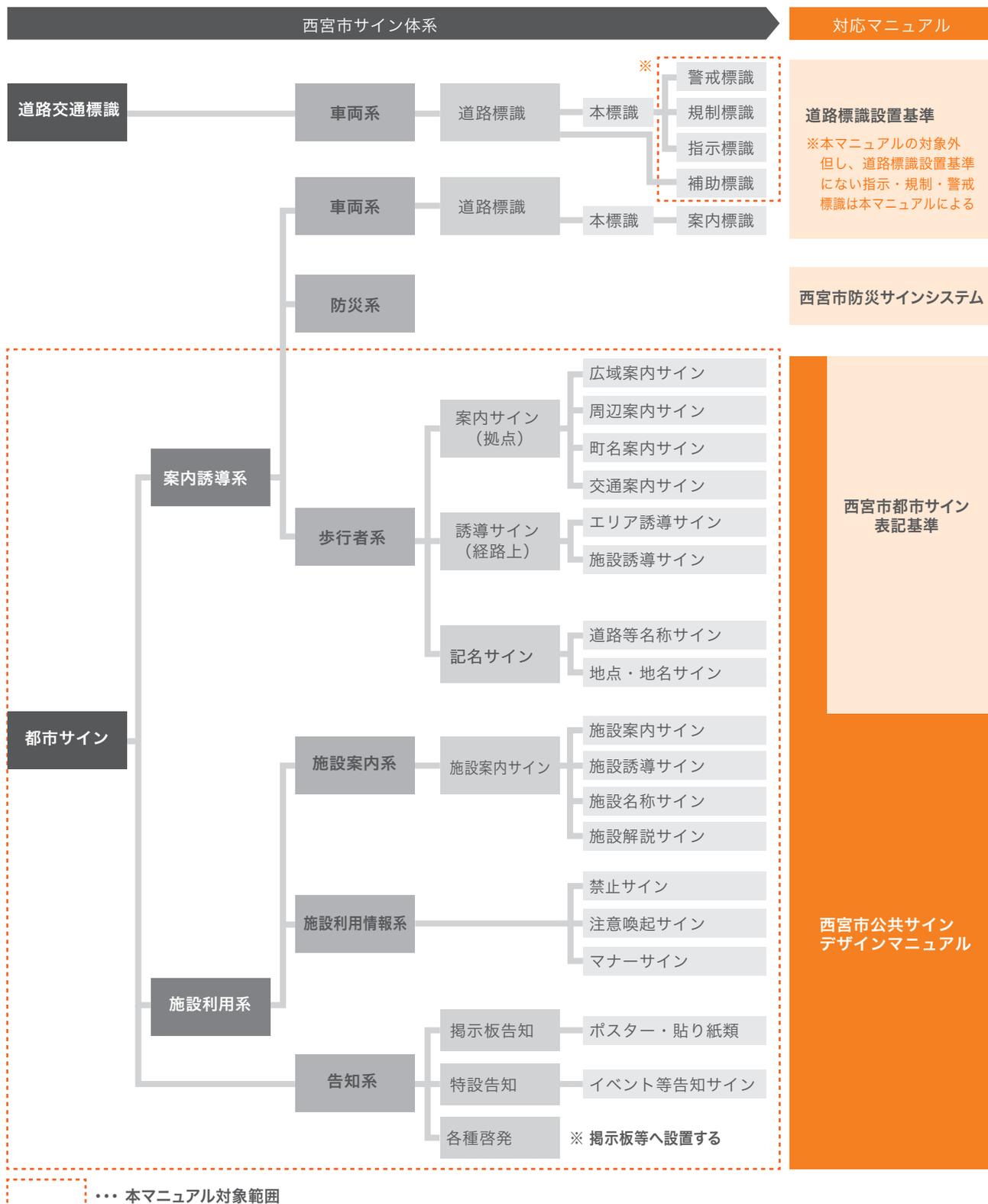
なお、公共団体等が財源確保を目的に地下通路等の不特定多数が通行する公共空間へ掲出する営利目的の屋外広告物は一般の屋外広告物であり、公共サインとして掲出することはできない。



条例により禁止されている営利目的の屋外広告物の例

1-2
サインの体系

本市のサイン体系と本マニュアルが対象とするサイン分類を以下に示す。
(※ただし、法令の規定により設置するものは適用除外)



体系別サイン例

道路標識（本標識）



警戒標識



規制標識

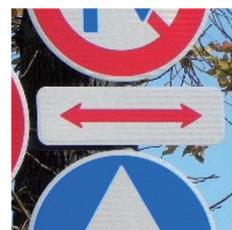


指示標識



案内標識

道路標識（補助標識）



補助標識

道路の路側に設置され、利用者に交通案内・規制・警戒喚起・指示等を行う道路交通標識

案内サイン（拠点）



西宮市都市サイン



広域案内サイン
市全体を示した地域案内
(本市の場合は南部・北部等)



周辺案内サイン
現在地周辺の歩行者案内



町名案内サイン
現在地周辺の町名案内



交通案内サイン
交通機関等の情報案内

誘導サイン（経路上）



エリア誘導サイン
エリアや施設へ誘導



施設誘導サイン
周辺施設への誘導



道路等名称サイン
通りや道路名称



地点・地名サイン
地点や地名

記名サイン

体系別サイン例

施設案内サイン



施設案内サイン
施設内の案内



施設誘導サイン
施設内の誘導



施設名称サイン
施設の名称



施設解説サイン
施設の説明・解説

施設利用情報



禁止サイン
対象エリアでの規制情報



注意喚起サイン
特定の注意喚起情報



マナーサイン
施設利用上のマナー・禁止事項



掲示板告知



ポスター・貼り紙類
掲示板での情報の掲示

特設告知



イベント等告知サイン
公共のイベントや祝賀情報の告知



各種啓発



道徳啓発

1-3

現況サインの課題

現状の公共サインは下記に示すような課題があり、ここで示されているようなサインは設置効果が期待できず、景観上も好ましくない。

西宮市の公共サインのかかえる課題

× デザインの不統一

- ・ 施設の種類、整備主体、整備時期によりサインのデザインが異なるため、情報を認識しにくい。



同じことを伝えていると理解しにくい

同じ情報で表記内容や絵柄が異なる

× 分かりにくさ

- ・ 情報量が多く絵柄が過剰で内容を理解しにくい。
- ・ 文字情報のみでレイアウトに工夫がなく内容が理解しにくい。
- ・ 設置位置が不適切で情報が伝わりにくい。



情報量が多く絵柄が過剰



文字情報のみで工夫がない



植栽帯に埋まっています見えない



設備ボックスの扉に貼ってある

× 掲出の効果が低いサイン

- ・ 一時的な情報を伝えるサインが長期間放置され効果が低下している。
- ・ 道徳を説く啓発サインは効果が不明。
- ・ 周知の事実を表示している。



一時情報サインの長期間の放置



情報の意味が不明



効果不明の啓発サイン



道徳啓発サイン



内容が周知の事実

× サインにより死角ができる

- ・ 注意喚起のはずが逆効果になっている。



大きなサインの裏に死角



人が隠れられるサイズは危険

× 情報よりも看板が目立ち、景観上もノイズとなっている

- ・ サインの板面自体が目立ち、情報が伝わらず、むしろ景観阻害になる。
- ・ 周辺環境よりサインの存在が目立つ。
- ・ サインが無秩序に乱立して設置されている。
- ・ ポスターや横断幕、のぼり等の乱立や派手な色彩等が周辺景観を阻害している。
- ・ 具象の絵を用いたサインは景観阻害となる。
- ・ 文字や版面が大きすぎるサインは景観を阻害する。



筐体が目立ちすぎる



緑背景に赤文字のサイン



白背景に赤文字のサイン



立て看板の乱立



フェンスへの無秩序な設置



ポスター・貼り紙類



横断幕



のぼり



必要以上のサイズは景観を阻害する



具象の絵は不快に感じる場合がある



文字情報が大きすぎる

× メンテナンス不足

- ・ 文字部分が退色し情報が読みとれない。
- ・ 経年劣化（錆、表示面の剥がれ等）により情報が読み取れないサインを放置している。



低コストの赤色は劣化しやすい



劣化によって情報が消えている



劣化したサインの放置

× 恒久的な情報を示すサインが仮設で設置されている

- ・ 長期間仮設で放置されているため、景観阻害の要因になっている。



恒久的な情報が劣化しやすい仮設で設置されている



1-4

サインの構造種別

常設サインと仮設サイン

1. 常設サイン

恒久的な情報を掲示するもので、一定の美観を有し、耐候性が高く基礎や堅固な構造物に定着させたもの。

・自立型

単独で自立して景観との調和を図りつつ設置されるもの。

(案内誘導サイン、記名サイン、掲示板等)



基礎があり耐候性のあるサイン



・共架一体型

構造物のデザインと一体化し設置されるもの

(壁面・支柱固定型、電柱固定型、掲示板、照明等ストリートファニチャー一体型、懸垂幕固定フレーム等)



照明柱に貼ったステッカー



壁面に固定した耐候性のあるサイン



ベンチと一体化したサイン

2. 仮設サイン

一時的な情報を掲示し、立て看板、貼り紙、横断幕、のぼり等恒久的な仕様でないもの。また、掲示板、懸垂幕固定フレームなど筐体そのものは恒久的であっても、その中に設置するポスターや懸垂幕は仮設サインとして取り扱う。



立て看板



壁付け看板



のぼり



横断幕



置き看板



通路の壁づけポスター・貼り紙



バナー



掲示板



懸垂幕

1-5

サイン設置の基本方針

必要なサインを効果的に設置するとともに、よりよい景観形成に積極的に関与するために下記の方針を定める

1 サイン設置の基本的な考え方

1. 公共サインの位置づけ

公共サインとは、住民や来訪者の移動円滑化や施設利用の利便性向上、安全性の確保を図るために設置するものである。そのため、わかりやすいデザインと効果的な配置による十分な情報伝達の確保を第一とする。

2. 景観調和の観点

公共サインは、その性質から高い視認性を必要とするが、過剰にサイン自体が主張することは、景観を阻害する要因となるため、建築や街路など街並みとの調和に配慮したデザインやサイズ、配置とする。

3. 設置方針

設置にあたっては、計画段階で必要性や効果を十分検討する。また、必要に応じて道路標識の設置や周辺環境整備等サインの設置以外の方法も検討し、不要なサインは設置しないものとする。

- ・ 設置すべきもの
 - ・ 交通、施設管理上、表示しなければわからない注意喚起や施設利用のルールなどの情報
 - ・ 移動の円滑化及び施設利用の利便性向上のために必要な案内誘導情報
- ・ 効果があれば設置するもの
 - ・ 安全確保のために必要な一時的公益情報
(例) 痴漢・ひったくりなどの犯罪多発情報
ハチ・ヘビ発生等の緊急的な事象に対する一時的な注意喚起
 - ・ 施設利用者にとって有益な情報（歴史、環境・生態説明など）
- ・ 効果が低いため極力設置しないもの
 - ・ マナーにかかる注意喚起
(例) 「静かに」、「ポイ捨て禁止」など
 - ・ 長期的な安全にかかる注意喚起
(例) 痴漢・ひったくり、ハチ・ヘビ発生等の緊急的な事象に対する長期的な注意喚起
- ・ その他
 - ・ 道徳啓発及び周知の事実は掲示板等へ設置する
(例) 「習慣づけよう、早寝、早起き、朝ごはん」「あいさつ運動」「火事は119番」等の啓発

2 サイン設置の原則

1. 常設サインを基本とする

公共サインは、良好な景観形成と維持管理の観点から、一定の品質を確保できる常設サインを計画的に設置することを基本とする。

2. 仮設サインは原則設置しない

仮設サインは、局所的かつ緊急的に発生する問題や事象に対処する場合（＊1）にのみ一定期間に限り設置できるものとする。

3. 本マニュアルの遵守

景観へ配慮したデザインやサイズ、配置とするため本マニュアルに基づき設置を行うものとする。

＊1 局所的かつ緊急的に発生する問題や事象に対処するサインの例

・ その場所で起きた事象に対する注意喚起

犯罪／事故／事象発生



痴漢の発生を知らせる



ひったくりの発生を知らせる

・ 常設サイン設置までの間の暫定設置

駐車禁止



恒久情報のため常設サインに置き換える

・ 教育機関等の祝賀的な情報

庁舎や校舎等の壁面に設置する、大会への出場・入賞などの祝賀情報



大会優勝等の祝賀に関する懸垂幕



インターハイ出場への祝賀に関する懸垂幕

・ 多くの集客が見込まれる全市的なイベントや地域のお祭りの告知サイン

イベント等の情報の告知、イベント会場への案内誘導、公園の季節情報



さくら祭りの告知サインやシーズン期間中のマナーサイン

